

非化石価値取引について

2026年1月23日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- ・ 今回は、まず、中間目標値の設定方法について、前回の本作業部会における御意見も踏まえつつ、再度、御議論をいただく。
- ・ さらに、非化石価値を適正に評価するための市場のあり方（上下限価格のあり方）についても、前回に引き続き、御議論いただきたい。
- ・ また、第3フェーズに向けた論点の検討状況についてご報告させていただく。

- 
- 
- 1 中間目標値の設定方法
 - 2 非化石価値を適正に評価するための市場のあり方（上下限価格）
 - 3 第3フェーズに向けた論点の検討状況

中間目標値の設定方法

- 前回（第109回）の本作業部会において、中間目標値の精緻化に向けた取組の一つとして、中間目標値の設定・通知スケジュールの変更についてご議論を頂き、その中で、事業者の予見性を確保する観点から、速報値として公表した外部調達比率を用いて、最終的な中間目標値（確報値）を設定する旨、ご提案をさせていただいたところ、予見性や事業への影響を配慮するのであれば、むしろ、需給バランスを固定した方が良いのではないかという趣旨の御意見を複数いただいたため、改めて、それぞれの特徴について整理した。
- 需給バランスを固定する場合は、需給バランスの変化に伴う証書の価格の変動を抑えることができ、外部調達比率を固定する場合は、証書の調達量について一定の予見性を確保できるという特徴がある。
- この点、前回、需給バランスが崩れることによって、証書の価格が変動することの方が、事業への影響が大きいという趣旨の御意見もあったことや、外部調達比率が固定されても、必ずしも証書の調達量に関する予見性は向上するとは限らない※ことを踏まえ、需給バランスの変化による証書価格の変動を緩和する観点から、需給バランスを固定することとしてはどうか。※各社の証書の（外部）調達量は、各社の販売電力量に外部調達比率を乗じて求められる。そのため、外部調達比率が一定である場合でも、販売電力量が変動すると、証書の（外部）調達量は変動する。

	メリット	デメリット
「需給バランス」を固定	・当初想定した需給バランスよりも、引き締まる（緩くなる）ことによる、証書の価格の変動を抑えることができる。	・外部供出可能量が大幅に増加した場合、需給バランスを固定しようとすると、外部調達比率が速報値から大きく上昇する可能性があり、調達量の予見性に悪影響を与えるおそれがある。
「外部調達比率」を固定	・外部調達比率を固定することで、事業者は、証書の調達量について、一定の予見性を確保できる。	・外部供出可能量が大幅に減少/増加した場合、需給ひっ迫/大幅な余剰が発生するおそれがある。その結果、証書の価格の予見性に影響を与えるおそれがある。 ・各社の証書の調達量は販売電力量の増減によっても変動するため、外部調達比率が固定されても、必ずしも証書の調達量に関する予見性が向上するとは限らない。

(参考) 中間目標値の設定・通知スケジュールの変更

第109回制度検討作業部会
(2025年12月12日) 資料3から

目標値の設定方法の見直し① 中間目標値の設定・通知スケジュールの変更

- 現状、N年度の中間目標値は、N-1年度の12月頃に、N-1年度の供給計画のとりまとめにおけるN年度の供給想定量および需要想定量を用いて設定している。また、高度化法対象事業者への中間目標値の通知はN年度の4月頃に行っている。
- これまで、事業者の証書の調達計画にも配慮して、可能な限り早く目標値を通知する観点から、上記スケジュールとしてきたが、中間目標値の設定を始めてからおよそ5年が経過し、事業者の習熟度も高まりつつある中、通知スケジュールを後ろ倒ししたとしても、特段の影響はないと考えられるところ、想定値の精緻化を目的として、中間目標値の設定・通知スケジュールを変更することとしてはどうか。
- 具体的には、第3フェーズではN年度の4月頃に、N年度の供給計画とりまとめを元に、供給想定量および需要想定量を最新化した上で、速報値として公表した外部調達比率※を用いて、確報値を設定、N年度6月頃に中間目標値を通知するとしてはどうか。※外部調達比率を固定することで、事業者（小売・発電）の予見性確保に一定の配慮を行う方針。
- ただし、大型電源の稼働などの特殊な事象が発生した場合については、必要に応じて改めて対応を検討する。

第3フェーズにおけるN年度中間目標値の通知スケジュール（想定）

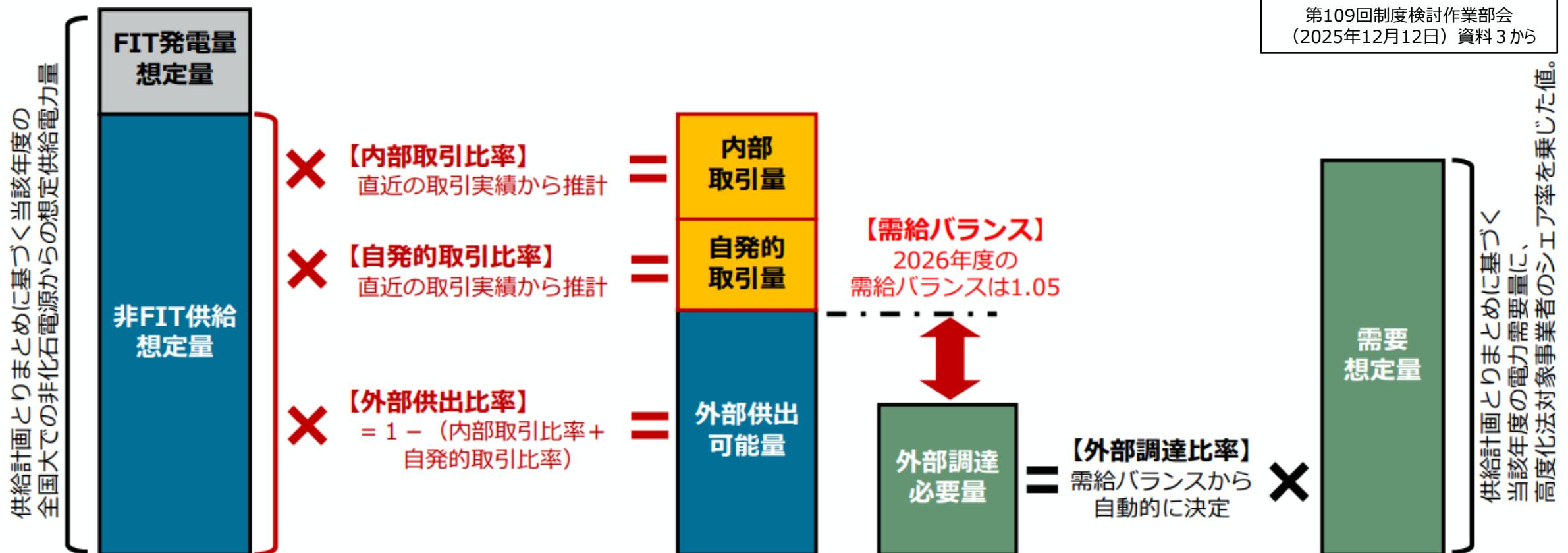
注) TFの開催頻度などにより実際の時期は前後する。

N-1年度			N年度		
12月	…	3月	4月	…	6月
<u>中間目標値（速報値）の設定および公表</u> ・ <u>N-1年度の供給計画のとりまとめから算定</u> ・ <u>需給バランスおよび外部調達比率の公表</u>		N年度の供給計画のとりまとめ公表	<u>中間目標値（確報値）の設定および公表</u> ・ <u>N年度の供給計画のとりまとめから算定</u> ・ <u>速報値の外部調達比率を用いる。</u>		<u>中間目標値を事業者に通知</u>

※赤枠は変更箇所

(参考) 中間目標値の設定イメージ

- 速報値として公表した外部調達比率を用いて、最終的な中間目標値（確報値）を設定する場合、最新の供給計画に基づき需要想定量や非FIT供給想定量が更新された際に、需給バランスは、速報値から変動する。
- 高度化法義務達成市場の約定価格は、証書の需給がタイトだと思われる場合には上限価格に張り付き、需給が緩いと思われる場合には下限価格に張り付く傾向にあるため、需給バランスの変動が、約定価格に影響を与える可能性がある。



(参考) 109回TFにおける御意見（中間目標の設定方法）

- 目標の精緻化は賛成。データの最新化について、このフローで問題がないかは、事業者とコミュニケーションをとって欲しい。自発的需要の量どのように見込むかは、考え方の整理が必要だと思うので、別途示して欲しい。
- 場合によっては予見性の観点から、需給バランスを目標にする方が良いとも思える。外部調達比率か需給バランスのどちらを目標にするのが良いのかは、改めて検討するのが良いのではないか。
- 中間目標の設定について大枠異論なし。事業者の予見性確保の観点から、義務量やひつ迫の見込みなど、中長期的な情報、あるいは制度見直しの予定を公表いただけたとより良いと思う。
- 第3フェーズにおける目標設定の精緻化は進めて欲しい。目標設定のプロセスについて、予見性に配慮して外部調達比率を固定していただいている点理解するが、需給バランスが崩れる方が、市場の価格、ひいては事業への影響が大きいと考えられるので、需給バランスを固定いただく方が良い。
- 中間目標値証書の調達方針に影響があることから、可能であれば、もう少し早くして欲しい。それが難しい場合、12月の速報値から4月の確報値に向けて、予見性が確保できるように、例えば目標値が大きくぶれないようにするといった配慮をしていただきたい。
- 中間目標値の通知スケジュールについては、後ろ倒しにすれば事業者の調達方針への影響が懸念されるが、今年度と同様に、5月中に通知いただければ大きな問題はなさうなので、可能であれば、5月末までの通知を検討いただきたい。
- 確報値の設定について、予見性に配慮して外部調達比率を固定することだが、需給バランス1.05が変わることが懸念されるため、需給バランスを固定して欲しい。

- 1 中間目標値の設定方法
- 2 非化石価値を適正に評価するための市場のあり方（上下限価格）
- 3 第3フェーズに向けた論点の検討状況

第3フェーズにおける上下限価格の方向性（1 / 3）

＜非化石価値取引市場（高度化法義務達成市場・再エネ価値取引市場）の上下限価格＞

- 前回の本作業部会では、第3フェーズ（2026年度～2028年度）における非化石価値取引市場の上下限価格のあり方に関し、これまでの上下限価格の経緯や取引状況の推移に加え、①脱炭素電源投資の重要性の高まり、②環境価値のニーズの高まり、③中長期の相対契約（PPA）の重要性の高まり等、④再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場の特徴を踏まえた対応といった検討の視点をお示しした上で（p.12～14参照）、御議論を頂いた。
- 御議論の中では、主に非化石電源の維持・拡大を進めていく観点から、上下限価格の見直しの必要性が議論され、各市場における上下限価格を見直すことについて賛成の御意見が多かったが、その一方で、小売電気事業者や需要家の負担への配慮も必要との御意見も頂いた（p.15参照）。
- 加えて、非化石価値取引市場の上下限価格のあり方について議論していく際には、非化石電源の維持・拡大は、今後益々高まることが想定される需要家の環境価値へのニーズに応えていくためにも必要な取組であるという視点も重要な観点ではないか。
- 今後、継続的に非化石電気に対するニーズが高まっていく中で、非化石電気に対する需給バランスが逆転するようなことになれば、環境価値が急騰することはもちろん、電源開発に一定のリードタイムが必要であることを考えると、供給側の制約により、需要家のニーズに応えられない事態が長期間継続するといったことが生じる可能性もある。
- 今後の需要家の環境価値へのニーズに応えるためにも、長期脱炭素電源オークションやFIT/FIP制度など、様々な施策を組み合わせて非化石電源の維持・拡大を推進していく必要があるが、高度化法や非化石証書制度においても、小売電気事業者や需要家の負担に配慮しつつ、非化石電源の維持・拡大が進む方向に、制度を見直していくことが重要ではないか。

第3フェーズにおける上下限価格の方向性（2/3）

＜再エネ価値取引市場（FIT証書市場）の上下限価格＞

- 再エネ価値取引市場は、再エネ価値へのアクセス向上を求める需要家のニーズに応える形で創設され、その価格水準は、グローバルな競争にさらされる需要家にとって、脱炭素化への取組状況が競争力に影響しかねない状況を踏まえ、引き下げてきた。こうした市場の整備や、需要家のGXに向けた機運の高まりなどにより、FIT証書の取引量は大きく増加している。
- その一方で、電気の環境価値を再エネ価値取引市場で安価に調達できることにより、我が国におけるPPAのインセンティブを阻害する要因となっているという指摘や、高度化法義務達成市場において取引されている非FIT証書の環境価値を需要家に対して訴求しづらいといった市場の歪みが生じているという指摘がある。
- 今後、FIP制度への移行やFITの調達期間の終了に伴い、FIT証書の供給量が徐々に減少していくことが想定されていることも併せて考えると、現在の価格でFIT証書を調達できる環境が、今後も維持され続けるとは言い難い。
- こうした中長期的な見通しを踏まえると、中長期的な需要家ニーズに対応していくためには、小売電気事業者や、需要家の負担への配慮を行いつつも、上述の市場の歪みを可能な限り是正し、非化石電気の維持・確保への投資が進み易い環境を整備していくことが必要となるのではないか。
- こうした観点から、今後、段階的な下限価格の見直しや、上限価格の是非などについて検討していくこととしてはどうか。

第3フェーズにおける上下限価格の方向性（3 / 3）

＜高度化法義務達成市場（非FIT証書市場）の上下限価格＞

- 非FIT証書市場についても同様に、非化石電源の維持・拡大が進む方向に制度を見直していくことが重要ではないか。例えば、前回、本作業部会において御意見をいただいたように、GX-ETSによる火力発電の燃料転換や効率改善へのインセンティブの水準とのバランスや足下の物価状況などを踏まえつつ、下限価格のあり方を検討することとしてはどうか。
- 他方で、非FIT証書市場が、高度化法に基づく義務達成の市場であることを考えると、実質的に事業者の負担上限を規定する上限価格については、当分の間、現在の水準を維持することが適當ではないか。
- また、今後、下限価格のあり方を検討する際には、経過措置料金の在り方等に関する検討の状況も見つつ、義務対象者である小売電気事業者が過大な負担を負うことがないよう、十分な周知・準備期間を設けるなど、事業環境が急激に変わることがないような工夫も併せて講じることも検討してはどうか。

(参考) 第109回TFにおける議論

上下限価格のあり方に関する検討の視点（1/3）

第109回制度検討作業部会
(2025年12月12日) 資料3から

- 第3フェーズにおける上下限価格のあり方については、これまでの上下限価格の経緯や取引状況の推移を踏まえつつ、以下のような非化石証書を取り巻く状況の変化や課題点を踏まえながら検討する必要があるのではないか。

① 脱炭素電源投資の重要性の高まり

- 第7次エネルギー基本計画では、我が国の経済成長、更には、エネルギーセキュリティの観点から2050年のカーボンニュートラル実現に向け、脱炭素電源への投資を推進することの重要性が示されている。そうした文脈の中で、脱炭素電源の拡大に資する様々な取組に加え、「脱炭素電源投資を推進する観点から、非化石証書の更なる活用を推進することとされている。
- また、足下ではインフレが進行しているところで、従前の上下限価格を維持した場合、非化石電源の維持・拡大のためのインセンティブとしての非化石証書の価値が実質的に目減りしてしまう恐れがあるのではないか。

② 環境価値のニーズの高まり

- FIT証書の取引量は大きく増加しており、まだ余裕はあるものの、徐々に需給が引き締まりつつある。また、需要家による非FIT証書の直接取引量も増加傾向にある。こうしたボランタリーな需要の増加の背景には、GXに向けた機運の高まりなどによる、需要家側の行動変容があると推察されるところで、需要家の非化石証書へのアクセス環境を引き続き確保していく必要がある。
- その一方で、FIT証書の今後の供給量については、FIP制度の更なる活用（既存FIT電源のFIP制度への移行を含む）を促す様々な施策が講じられていることや、2032年度以降には卒FIT電源が増加していくことを踏まえると、近い将来に減少傾向に転じる可能性がある。そのため、上記の傾向が続き、非化石証書に対する需要が増え続けると、FIT証書の需要が供給を上回るという状況が生じる可能性もあるのではないか。

(※) 既存のFIT電源がFIP制度へ移行した場合や卒FITを迎えた場合、その環境価値は、非FIT証書（再エネ指定）として証書化されることとなる。

(※) 2032年度以降に卒FITを迎えるFIT電源は、2027年度以降、運転開始から15年を迎えることとなる。

- こうした状況を踏まえると、中長期的に非化石証書（特に非FIT証書）へのアクセス環境を確保するという観点も重要ではないか。

(参考) 第109回TFにおける議論

上下限価格のあり方に関する検討の視点（2/3）

第109回制度検討作業部会
(2025年12月12日) 資料3から

③ 中長期の相対契約（PPA）の重要性の高まり等

- 関連する審議会（再エネ大量導入小委）では、再エネの主力電源化に向けて、FIT制度から自立した形（FIP制度・非FIT/非FIP）での再エネ電源への新規投資・再投資を更に進める必要性が示されており、そうした中で、需要家等のオフティカーとの中長期の相対契約（PPA）の重要性がより一層増していく旨が指摘されている。
- その上で、非化石証書制度については、再エネ電気の環境価値を顕在化し、その円滑な取引環境を整備することにより、結果として適切な価格指標が提供され、こうした投資の促進に繋がることが期待されるとし、特に、再エネ価値取引市場（FIT証書）の上下限価格のあり方に関して、以下が短期的な検討課題として指摘されている。
 - 需要家が自ら参加可能な再エネ価値取引市場（FIT証書）の市場価格は、環境価値の価格指標として事実上機能している。FIT証書については、足下は下限価格で安価に調達可能であるうえ、需給が今後逼迫しても上限価格が設定されているため、結果として、需要家が中長期のPPAを締結するインセンティブが阻害されている。
 - 下限価格（0.4円/kWh）については、こうしたPPAマーケットへの負の影響や、FIT証書が再エネ賦課金に支えられたもので、証書収入はその低減に充てられている点に鑑み、FIT証書市場を通じた需要家の環境価値へのアクセス性にも配慮しながら、価格水準の引上げについて早急に検討されるべき。
 - 上限価格（4.0円/kWh）については、上記の事情に加え、設定当時と異なりFIT証書市場が自主的な調達に基づく市場となっている点も鑑み、その是非を含め早急に再検討されるべき。

(参考) 第109回TFにおける議論

上下限価格のあり方に関する検討の視点（3 / 3）

第109回制度検討作業部会
(2025年12月12日) 資料3から

④ 再エネ価値取引市場と高度化法義務達成市場の特徴を踏まえた対応

- 高度化法義務達成市場（非FIT証書）については、直近1年間のオークションで上限価格に張り付く傾向が生じている。かかる状況の下では、特に非FIT証書の上下限価格のあり方に関しては、小売電気事業者の高度化法義務の履行手段になっていることにも十分に配慮した議論が必要ではないか。

(※) これに対し、2022年11月の市場分割後は、FIT証書は高度化法義務の履行手段ではなくなっている。但し、非FIT証書の需給ひつ迫時に限り、小売電気事業者が、非FIT証書の上限価格以上で調達したFIT証書を義務履行の「代替手段」として活用可能としている点にも留意。

- 加えて、高度化法義務の対応コストについては、その適切な転嫁の方法を議論する必要性が指摘されている。特に、FIT証書の市場価格が非FIT証書の市場価格よりも安価となる場合、小売電気事業者がその価格差分を需要家から回収することが困難となるといった指摘が従前からなされているところで、現状では、FIT証書の下限価格が非FIT証書に比して0.2円/kWh安価であることに加え、直近1年間は市場価格の価格差が大きくなっている。

(参考) 第109回TFにおける御意見 (上下限価格)

- FITの下限価格は安価過ぎると思うので、その引き上げは検討すべき。
- GX-ETSの上下限価格が決定された際は、火力の省エネ・燃種転換、高度化法は非化石比率というように、異なる対象であるため違った価格でも良いが、とはいっても、両者の価格の調和感は必要と思う。
- 上下限価格について、インフレやPPA市場への負の影響を踏まえると、上方への見直しが必要と考える。GX-ETSとの整合性の担保も重要かと思うので、上下限価格の水準については、両制度間のバランスにも留意すべきと考える。
- 上下限価格について、小売事業者にとっては、メニュー設計等に大きな影響がある。電源構成を最適なものにするには、価格の見直しが必要である点は、全く異論はないが、予見性の観点から、十分な予告期間や、改定の頻度や根拠、スケジュールについて、事前に示して欲しい。
- 上下限価格のあり方については、結果として需要家の負担増にもつながると認識している。自社顧客へのアンケートによると、多くの需要家がコスト負担を理由に再エネメニューの選択を避けている状況。インフレによって実質的な証書の価値が目減りしてしまう点は理解するが、今後は容量拠出金も上がっていくことを踏まえると、需要家負担が一層増加すると思われる。今後の上下限価格の議論においては、需要家の負担にも配慮した検討が必要。
- 価格差に起因した転嫁の問題については、従前から言われているが、足元でFITと非FITの価格差が開いていることを踏まえると、価格差に起因した転嫁の問題に対して何かしらの手当が必要。
- 証書購入コストの転嫁について、FITと非FITの価格差分未回収の視点のみならず、機動的な転嫁も含めて、より広義の価格転嫁のあり方を議論する必要がある。

(参考) 上下限価格の経緯

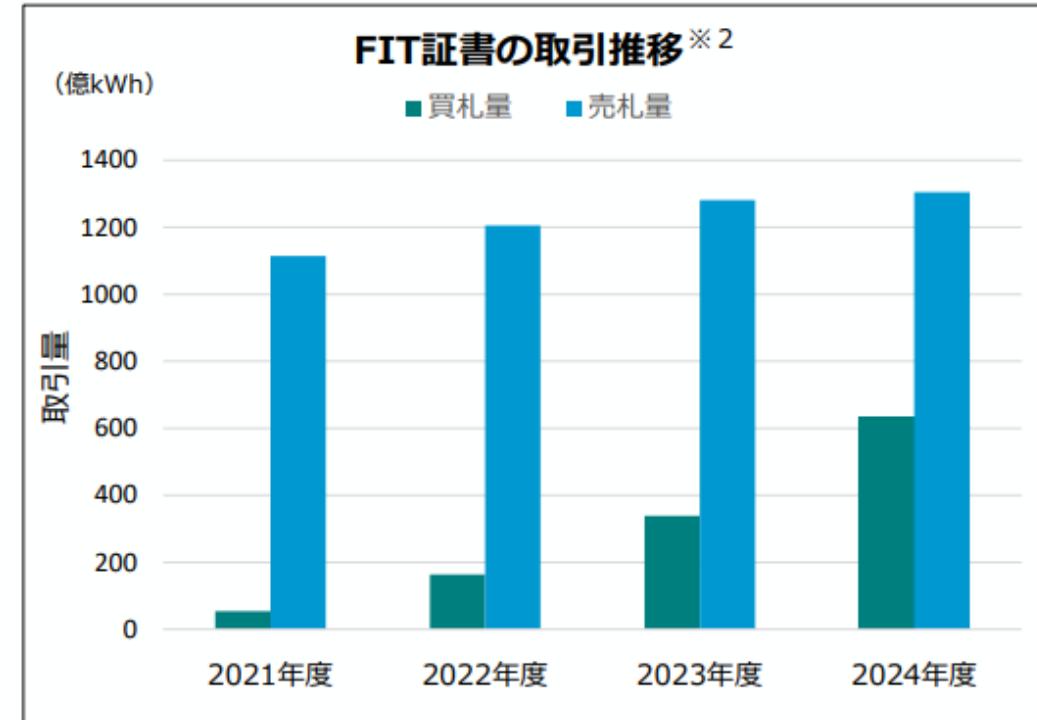
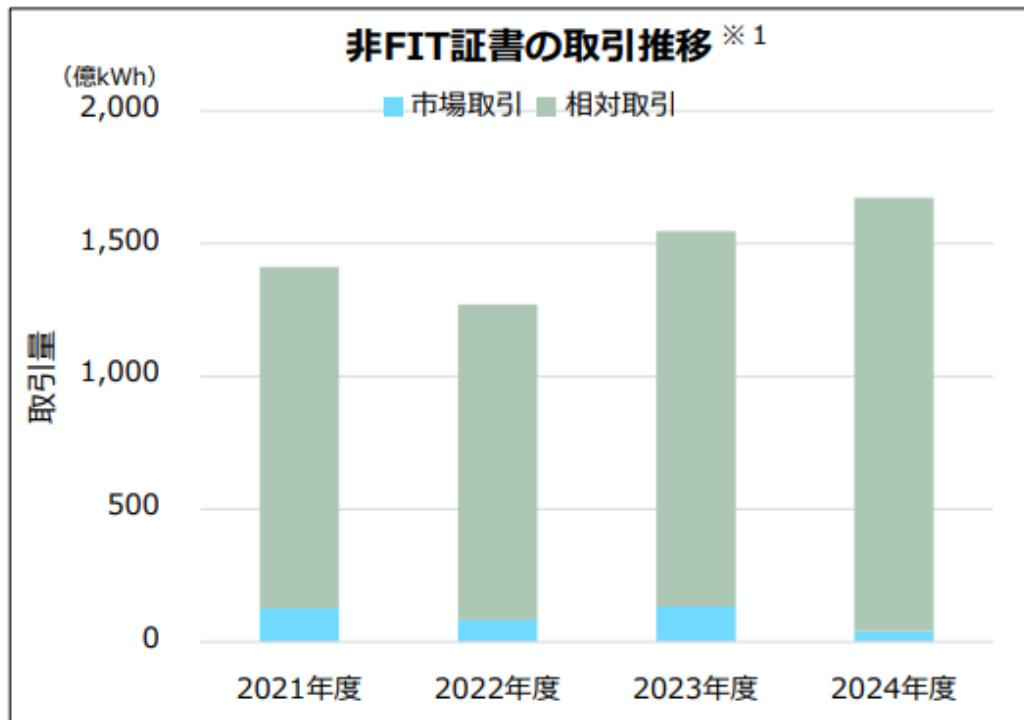
第109回制度検討作業部会
(2025年12月12日) 資料3から

- 2018年5月に小売電気事業者の高度化法上の非化石電源調達目標の達成の後押し等を目的に開始した非化石価値取引市場では、FIT賦課金の低減、再エネ電源の維持インセンティブへの影響という観点を踏まえてFIT証書に下限価格を、義務達成手段の価格高騰の懸念への対応としてFIT証書※と非FIT証書に上限価格を設定した（4.0円/kWh）。
(※) 2022年11月の市場分割前は、FIT証書も高度化法義務の達成手段として活用可能であった。
- 2021年11月に、再エネ価値に対する需要家のアクセス環境の改善を目的として、非化石価値取引市場を高度化法上の義務の達成のための市場（高度化法義務達成市場）と需要家も参加可能な市場（再エネ価値取引市場）に分けることとし、再エネ価値取引市場は国民負担の下に成り立つFIT電源由來のFIT証書を取引の対象、高度化法義務達成市場は非FIT証書を取引の対象とした。
- その際、再エネ価値取引市場におけるFIT証書の下限価格については、再エネ価値へのアクセス向上を求める需要家のニーズに応える形で大幅に引き下げた（0.3円/kWh）。
- 高度化法義務達成市場については、制度変更による発電・小売電気事業者の予見性を確保するという観点から、下限価格を導入する（0.6円/kWh）とともに、証書供給量の低下による価格高騰時の負担抑制の観点から、引き続き上限価格を設定しつつ、当時の取引実態を踏まえてその水準を引き下げた（1.3円/kWh）。
- その後、2023年度からの第2フェーズの開始時に見直しを実施した際には、脱炭素化に向けた再エネ電源への投資を後押しする観点から下限価格引上げを求める声が引き続き根強かったことを背景に、FIT証書の下限価格を引き上げた（0.4円/kWh）。

(参考) 証書の取引推移

第108回制度検討作業部会
(2025年10月29日) 資料 3-1 から

- ・ 非FIT証書は中間目標値の引き上げに伴って取引量は増加傾向。その大半は相対取引となっている。
- ・ FIT証書の買入札量は、2021年度からの4年間で大幅に増加。他方で、売入札量の増加は緩やか。



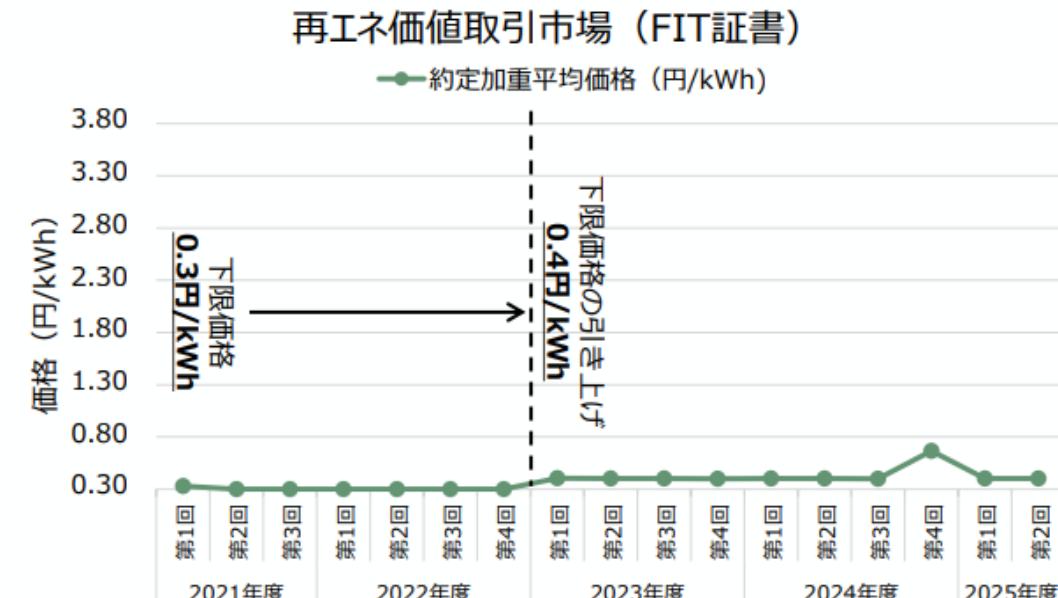
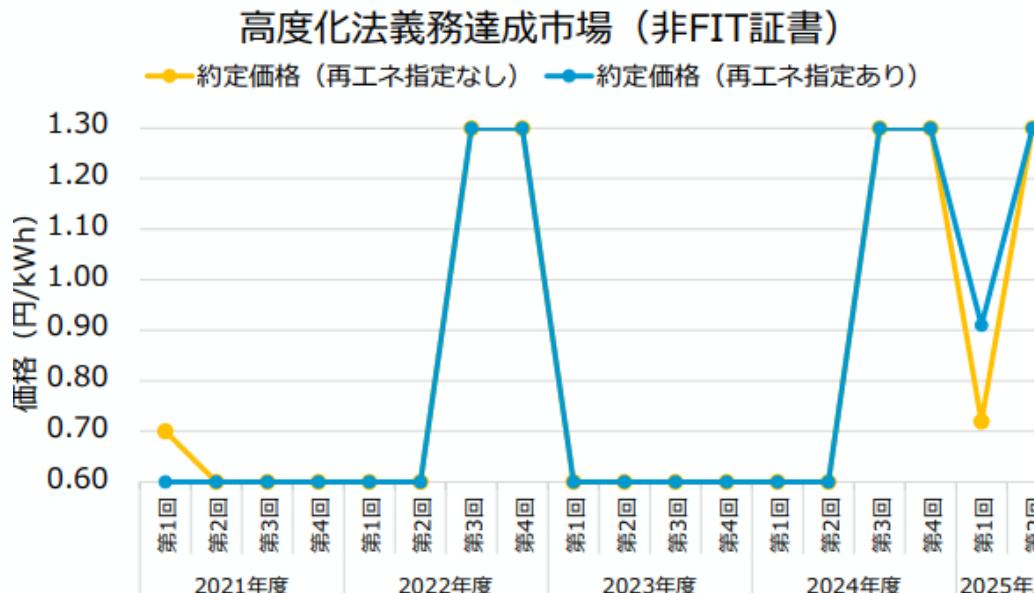
※1 非FIT証書の取引推移は、非FIT非化石証書の発行量および各年度のオークションの約定量を基に集計（相対取引には発電事業者と需要家の直接取引量、内部取引量が含まれている。）

※2 FIT証書の取引推移は、再エネ価値取引市場の各年度オークションの約定量を集計（2024年度は非FIT証書の不足から代替調達を認めたため、約56億kWhの代替調達量が含まれている。）

(参考) 市場価格の推移

第108回制度検討作業部会
(2025年10月29日) 資料 3-1から

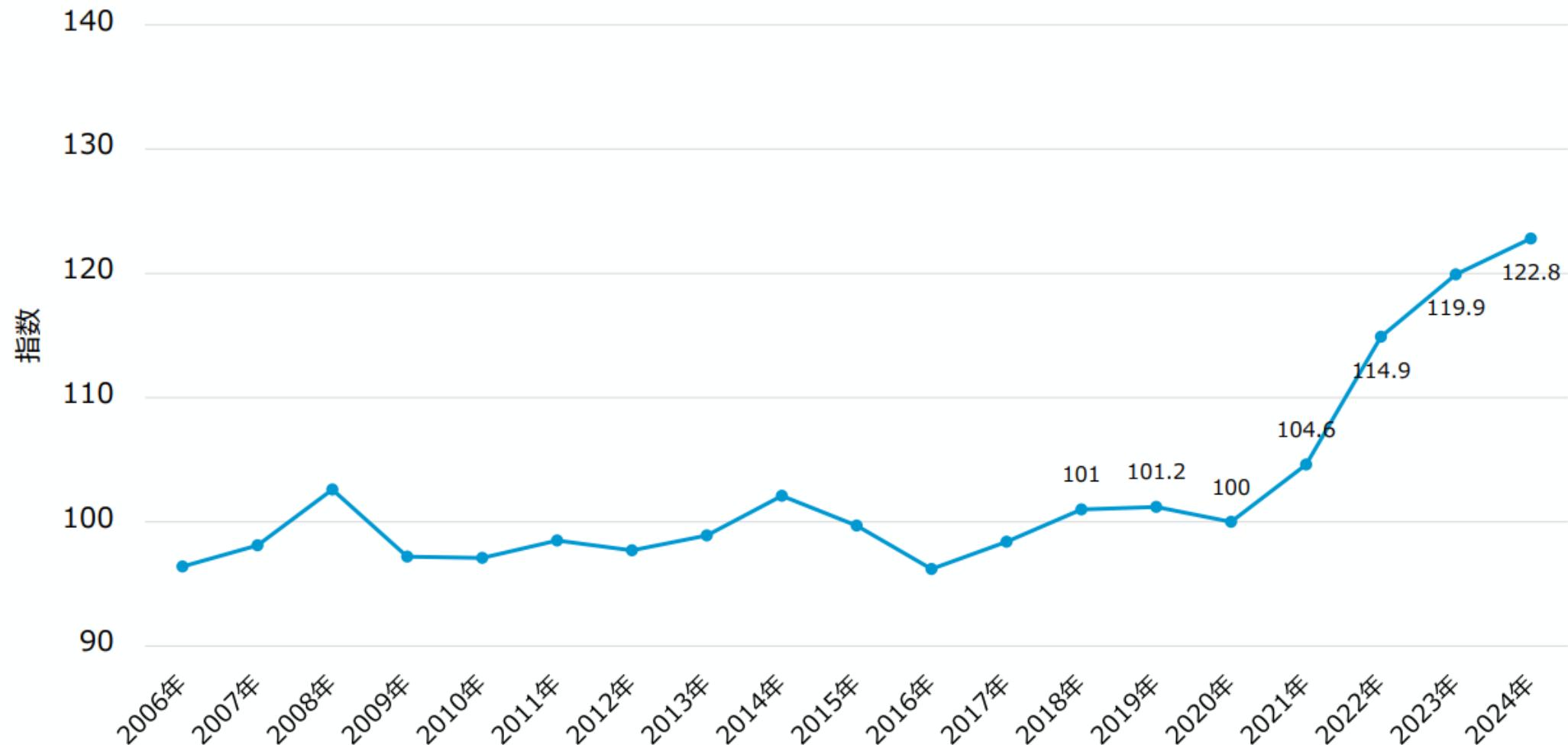
- 高度化法義務達成市場は、これまで多くのオークションで、下限価格（0.6円 /kWh）への張り付きが生じている。他方で、2022年度第3回・第4回オークションの他、直近1年間のオークションでは、4回中3回で上限価格（1.3円/kWh）への張り付きが生じ、残り1回の約定価格も下限価格を超えており、証書の需給がタイトだと思われる場合には上限価格に張り付き、需給が緩いと思われる場合には下限価格に張り付く傾向があると考えられる。
- 再エネ価値取引市場では、約定量は着実に増加しているものの、非FIT証書の需給ひっ迫を背景として「代替調達」が発動した2024年度第4回オークションを除き、約定加重平均価格は下限価格（0.4円/kWh）近辺に張り付いている状況。



(参考) 第109回TFにおける議論

(参考) 企業物価指数の推移

第109回制度検討作業部会
(2025年12月12日) 資料3から



- 1 中間目標値の設定方法
- 2 非化石価値を適正に評価するための市場のあり方（上下限価格）
- 3 第3フェーズに向けた論点の検討状況

第3フェーズに向けた論点の検討状況（まとめ）

論点		議論の方向性
①	2031年以降の目標のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・2040年度に非化石電源比率を60%以上
②	第3フェーズにおける化石電源グランドファザリング（GF）の扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・全国の非化石電源の增加分（約2%）GFを引下げ ・GFの水準は、第3フェーズを通じて同一に設定
③ 高度化法第3フェーズの中間評価のあり方	中間目標値の設定方法 (想定値の精緻化)	<ul style="list-style-type: none"> ・中間目標値の設定・通知スケジュールの変更（今回議論） (需給バランス又は外部調達比率固定)
	内部取引の取扱い	<ul style="list-style-type: none"> ・旧一般電気事業者以外の内部取引量の控除 ・非FIT証書への自発的な需要の控除
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・内部取引量はGFの設定基準値引下げ分（約2%）減少 ・新規開発電源等に係る内部取引の例外的取扱いの継続 ・義務の対象範囲（年間販売電力量5億kWh以上）※1 ・非FIT証書による義務履行 ・単年度の取組状況による評価
④	非化石価値を適正に評価するための市場のあり方	<ul style="list-style-type: none"> ・市場の上下限価格（今回議論）
⑤	非化石証書の利便性向上に向けて	<ul style="list-style-type: none"> ・海外における議論も踏まえつつ、必要に応じて検討
⑥	経過措置料金（規制料金）における非化石証書の価格転嫁	<ul style="list-style-type: none"> ・電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ示された方向性※2の下で継続検討
⑦	他制度との整合性・二重規制の懸念	<ul style="list-style-type: none"> ・当面は高度化法と排出量取引制度は併存

※1 第3フェーズ開始時点においては、高度化法対象事業者の基準（5億kWh以上）は据置き。ただし、今後継続して議論を行う。

※2 電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ（2025年12月17日）において、「現行の料金制度が前提としている制度等について整理した上で、柔軟に価格転嫁ができる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方について、先行して検討する」という方向性が示された。

(参考) 高度化法対象事業者の主な意見

第108回制度検討作業部会
(2025年10月29日) 資料3-1から

- 高度化法では、前年度の電気の供給量が5億キロワット時以上の小売電気事業者等に高度化法目標の達成計画の作成および提出を求めている。
- 当該達成計画の内訳資料において「2030年度目標を実現するまでの課題等」に関する意見を記載することが可能となっているが、直近提出された2024年度の達成計画の内訳資料における事業者意見をまとめると以下のとおり。

【制度の公平性・対象範囲の見直し】 (意見数: 10件以上)

高度化法の義務対象と対象外の事業者間における競争条件の不公平性

【非化石証書の調達環境と価格転嫁】 (意見数: 8件程度)

非FIT証書の調達（市場および相対）が困難、非FIT証書の市場における約定価格が高騰、非FIT証書の需給バランスが不透明
需要家の環境価値への理解などにより電力メニューへの価格転嫁が困難、FITと非FITの市場価格差により価格転嫁が困難

【制度設計・運用の見直しと予見性の確保】 (意見数: 7件程度)

中間目標値の設定方法や通知時期の見直し、中間目標値の算定根拠の開示、制度変更時の周知期間の確保

【非化石証書制度の改善】 (意見数: 5件程度)

トラッキング内容の拡充、オークション開催回数の見直し、証書の転売制限の緩和、証書有効期限の見直し

【他制度との整合性・二重規制の懸念】 (意見数: 4件程度)

排出量取引制度との関係整理の必要性

【高度化法の目標設定の妥当性】 (意見数: 3件程度)

高度化法の非化石電源比率目標を非化石電源の導入実態に即した目標に見直し

(参考) 経過措置料金における非化石証書の価格転嫁

- これまでの本作業部会において、小売電気事業者に過大な負担が生じないような制度環境整備として、証書購入費用を経過措置料金（規制料金）に柔軟に反映できる仕組みについて、複数の御意見をいただいていた。
- 昨年末に行われた電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ（2025年12月17日）では、経過措置料金の在り方等に関する検討において、現行の料金制度が前提としていない制度等について整理した上で、需要家保護を踏まえつつ、柔軟に価格転嫁ができる仕組みの検討などを行っていくという方向性が示された。

検討の視点

第68回制度検討作業部会
(2022年7月14日) 資料4から

- 非化石証書は、市場を通じて、あるいは市場外で相対的に取引され、市場取引については最低価格が設定されているものの、基本的に取引価格は自由である。その結果、小売電気事業者の非化石証書購入単価は、事業者により様々である。
- こうした中で、規制料金の需要家※に対し、証書購入費用について一律の負担を求めるについて、どのように考えるか。
※規制料金に費用が反映される場合、自由料金にも同様に反映されることを想定。ただし、反映されるかどうかについて、制度的な担保はない。
- 証書の取引を事業者間の自由な取引に委ねつつ、需要家に対して機動的な料金改定手続きを通じて一律の費用負担を求めるとは、現行制度を根本から見直し、市場メカニズムを活用した証書取引を見直さない限り、制度的に両立困難でないか。
- この点、例えば、電源開発促進税やFIT賦課金のように、小売料金に含まれる形ですべての需要家が一律に負担する費用については、それぞれの単価が制度的に一律に定められていることが参考になるのではないか。
※経過的に措置されている現行の小売規制料金において、証書購入費用は料金原価の一部。

- 他方、小売電気事業者において、証書購入費用が年々増加し、その回収に困難を生じている現実もある。こうした中で、小売電気事業者に過大な負担が生じないような制度環境整備として、どのような対応が考えられるか。

※例えば、規制料金の原価に反映された証書の購入費用について、その後の制度環境の変化に伴う費用の増加を一般的な認可手続によらずに簡易に料金に反映できるようにすることへの声もある。

3. 市場を通じた、安定的な価格での需要家への供給に向けた小売事業の環境整備

第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会（2025年12月17日）
資料4-1「電力システム改革の検証を踏まえた制度設計WGとりまとめ（案）」から

【検討事項⑦】経過措置料金の解除に係る課題等の整理

(a) 経過措置料金の解除に向けた検討

- 現在のところ、規制料金の解除基準を満たす区域は存在しないため、まずは監視等委における競争状況の評価を注視する。その上で、特定の地域において経過措置料金の解除基準を満たすことが明らかになった場合には、当該地域のスイッチング状況や需要家の状況を精査しつつ、農事用や公衆街路灯向けの料金メニュー等三段階料金制度等の在り方について検討する。
- また、最終保障供給については、実務面の課題に留意しつつ、一般送配電事業者が担うこととする。

(b) 経過措置料金の在り方等に関する検討

- 事業者の努力が及ばない外生的な費用変動要因（燃料費、インフレ等）や、現行の料金制度が前提としていない制度等（GX-ETS等）について整理した上で、需要家保護を踏まえつつ、柔軟に価格転嫁ができる仕組みの検討など、経過措置料金の在り方について先行して検討する。

(参考) 他制度の整合性・二重規制の懸念 排出量取引制度（ETS）に関する報告

- 第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委において、当面は、高度化法とETSを併存させることが適切とされた。

高度化法※との整理

第4回次世代電力・ガス事業基盤構築小委員会
(2025年12月17日) 資料6から

※エネルギー供給事業者によるエネルギー源の環境適合利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律

- 排出量取引制度の本格導入に際して、高度化法の詳細制度を議論している制度検討作業部会において、高度化法と排出量取引制度の関係について一定の整理が必要であるとの御意見をいただいた。
- 排出量取引制度は、CO2排出量を削減するというインセンティブを、直接排出をする発電事業者に与える仕組み。他方、高度化法は、小売電気事業者に対して一定の非化石電源の調達目標を課すことで、結果として、非化石電源を維持・拡大するというインセンティブを発電事業者に与える仕組み。両者は、アプローチは異なるが、CO2排出に着目し、事業者行動を変容させるためのインセンティブを与える仕組みという点では共通している。
- 発電ベンチマーク検討WGでの議論を通じ、エネルギーの安定供給の確保を大前提に、着実に2050年カーボンニュートラルの実現に向けた取組を進めていく観点から、第2フェーズにおいては、火力発電に着目したベンチマークを設定し、発電事業者に無償枠の割当てが行われることとなった。これにより、CO2排出源である火力発電の燃料転換や効率改善により火力発電の排出原単位の改善が促進される一方、第2フェーズでは、再エネや原子力等の非化石電源は本制度の中で直接的に評価されない仕組みとなった。
- ただし、2033年度からは発電事業に割り当てられる排出枠の一部又は全部が有償化することとされており、将来的には、火力発電の燃料種や効率にかかわらず、CO2排出量に応じて排出枠を調達する負担が生じることになり、結果として、排出量取引制度の中でも非化石電源を評価できる仕組みとなることが想定されている。
- また、高度化法の目標の達成を後押しする目的で開始された非化石証書制度は、非化石電源が持つ、ゼロエミ価値（排出係数が0kg-CO2/kWhである価値）だけでなく、我が国のエネルギー供給構造の高度化（エネルギー自給率の向上等）に資する価値や、電源の各種の属性情報（電源の種別、立地、運転開始時期等）の表示に係る価値をも顕在化（証書化）することを可能とし、これを通じて非化石電源の維持・拡大へのインセンティブを提供している。
- したがって、こうした高度化法（及び非化石証書制度）の機能やそれに基づき達成される非化石電源の維持・拡大の促進という政策効果は、排出量取引制度によって完全に代替されるものではないため、当面は両者が併存する必要があるのではないか。